

令和 5 年改正の教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む単位の修得に関する解釈＜中：理科＞

改正前科目区分【旧規則】	授業科目名	単位		改正後科目区分【新規則】	授業科目名	単位
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（物理学実験）	2	→	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	理科実験（物理学実験）	2
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（化学実験）	2	→		理科実験（化学実験）	2
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（生物学実験）	2	→		理科実験（生物学実験）	2
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（地学実験）	2	→		理科実験（地学実験）	2

※授業科目名に掲載の授業科目はすべて一般的包括的内容を含む授業科目。

◆令和 5（2023）年度以前入学生は、卒業までに旧規則の授業科目「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」「理科実験（生物学実験）」「理科実験（地学実験）」の 4 科目の単位を修得してはじめて改正後事項の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の一般的包括的内容を満たすことができる＜附則 2 条第 2 項＞）。

◆令和 5（2023）年度以前入学生は、卒業までに旧規則の 4 科目のうち 1 科目でも未修得となると、修得した一般的包括的内容を含む単位は、理科の教科に関する専門的事項に関する科目の単位に含めることができるとどまり、新規則において、一般的包括的内容を含む単位の修得証明ができな
い＜附則 2 条第 5 項＞）。

<参考>

◆令和 5 年改正免許法施行規則附則（令和 5 年 9 月 27 日 文部科学省令第 31 号）

第 2 条（略）

2 令和 6 年 3 月 31 日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「旧物理学実験等」という。）の科目の単位を修得するもの又は令和 6 年 3 月 31 日までに認定課程において旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第 1 の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第 4 条第 1 項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第 4 条第 1 項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の科目の単位とみなす。

3～4 （略）

5 令和 6 年 3 月 31 日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和 6 年 3 月 31 日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第 1 の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、旧規則第 4 条第 1 項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 五 機械（実習を含む。）
- 六 電気（実習を含む。）

6 （略）

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 31 号）」及び令和 6 年 4 月 4 日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」に関する質問回答集（令和 7 年 2 月 26 日事務連絡）

No.1

Q 中学校教諭 1 種免許状（理科）を取得予定の学生が、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」を修得し、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を未修得の場合、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の含有事項「地学実験」に係る単位を修得すれば、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得しているとみなすことはできるか。

A 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 31 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条第 2 項に規定するとおり、

- ・令和 6 年 3 月 31 日に認定課程を有する大学に在学している者が、これを卒業するまでに、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の全ての科目の単位を修得する場合
- ・令和 6 年 3 月 31 日までに上記科目を既に全て修得している場合には、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目の単位とみなすことができるが、その一部のみしか修得していない場合には、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の事項を満たす単位としてみなすことはできず、単に「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすこととなる（附則第 2 条第 5 項）。

そのため、改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」のうち、例えば「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位を修得しきれなかった場合、たとえ改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の含有事項「地学実験」の内容に相当する科目が単独で開設されている場合であって、当該科目に関する単位を修得したとしても、あくまで改正省令附則第 2 条第 2 項は、同項に定める要件の下で改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を全て修得した者について適用できるものであるもので、改正前科目区分に関する単位と改正後科目区分に関する単位を混在させた形での適用はできない。

なお、大学によっては、改正省令の施行に合わせて変更届を提出した後においても、改正省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）下で認定を受けていた科目を引き続き存置している場合があると考えられる。この場合においては、当該旧規則下で認定を受けていた科目を履修することにより、改正省令附則第 2 条附則第 2 項に定める要件を満たす形で改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

含む。）」を全て修得した場合には、同項に基づく経過措置が適用可能である。

したがって、この場合、改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得したと言い得るためには、

- ・新たに改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の単位を修得する
- ・令和 6 年 3 月 31 日に認定課程を有する大学に在学しており、引き続き在学する場合には、改正前科目区分「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位を新たに修得し、既に修得した改正前科目区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位と合わせて、改正省令附則第 2 条第 2 項により改正後科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目の単位とみなす

といった方法が考えられる。なお、施行通知においても周知したとおり、この「引き続き在学」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれる。

ところで、令和 5 年 9 月 27 日付「教育職員免許法施行規則の一部改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」（別紙）p2 において、例えば中学校理科の教員免許状を取得する場合、改正前の旧規則において、それぞれ一般的包括的性を満たす「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」を修得し、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を未修得であった場合、改正後の新規則において「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目区分を修得できる、地学実験に関して一般的包括性を満たす科目を 1 単位以上修得すれば、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を一般的包括性を満たして 1 単位以上修得したと扱うことが可能である旨を回答していた。これは上述の「改正省令の施行に合わせて変更届を提出した後においても、旧規則下で認定を受けていた科目を引き続き存置している場合」を念頭においたものであるが、あたかも「改正前科目区分に関する単位と改正後科目区分に関する単位を混在させた形での適用」ができるかのような誤解を招く表現であったため、ここで趣旨を明確にしておく。

提出意見	文部科学省の考え方
埼玉県戸田市で教員をしています。内容について、方向性として賛成しますが、今までコツコツと科目履修生をして単位を積み重ねてきたにもかかわらず、取り残される立場として改善の意見と提案を述べます。 現在、私は理科の中学校の教員免許を取得中です。 私の場合は、小学校で働きながら、夏休み期間などに複数の大学の科目履修生として集中講義を履修して、数年かけて実験単位を積み上げてきました。 あと実験科目 1 単位を来年度に別の大学で科目履修をして免許取得の予定でした。 しかしながら、本改正で実験科目が一つになることで、一般的包括的内容を 1 つの大学で満たしたと言えない状況になり、免許取得ができなくなります。 今回の改正について、多くの人は一つの大学で単位を取ることが一般的です。しかしながら、複数の大学で長期の計画で科目履修生をして単位を取得して教員免許を取得している人が一定数います。この場合、今回の改正によって、一般的包括的内容を満たすために単位を取り直す必要が出てしまいます。 今までのルールだと、中学理科は各実験科目を履修することでそれぞれの科目が一般的包括的内容を満たしたことになります。 しかしながら、この改正では、各実験科目をまとめて一般的包括的内容を満たす必要が出てきます。 そうすると、中学校理科においては、これまで「物理学実験」、「生物学実験」…を別の機関で修得できたものができなくなり、一つの機関で取り	1 つの科目区分の単位について複数大学で修得したことを以て、当該科目区分の一般的包括的内容を満たすことを妨げるものではありません。 旧規則の「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の 4 教科それぞれについて一般的包括的内容を含む科目をそれぞれ別の大学で修得した場合についても、経過措置により新規則の一般的包括的内容を満たす「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に読み替えることが可能です。 また、新規則の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」については物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験のそれぞれの領域について一般的包括的内容を満たすことで、科目区分としての一般的包括的内容を満たすこととなりますが、経過措置により旧規則で修得した単位と新規則で修得した単位を組み合わせることで、新規則の科目区分についての一般的包括的内容を満たすことも可能です。 よって、例えば中学校理科の教員免許状を取得する場合、改正前の旧規則において、それぞれ一般的包括性を満たす「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」を修得し、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を未修得であった場合、改正後の新規則において「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の科目区分の単位を修得できる、地学実験に関して一般的包括性を満たす科目を 1 単位以上修得すれば、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を一般的包括性を満た

きる必要が出てきます。 したがって、現行ルールで長期的な計画で、複数大学で各実験科目を単位取得してきた人たちは、一般的包括的内容を満たすために、再度、実験科目を修得する必要が生まれます。 一般的包括的内容を満たす科目は1つの大学で取得することが決められています。主に教員免許の追加取得（別表1・別表4）は、この一般的包括的内容を満たすことが難しいのです。 本改正は、大学卒業後に、中学校理科の免許を取得しようとする人たち全体に大きな不利益を生じさせます。 将来的な負担減としては効果的だと考えられるので、制度の狭間で取り残されないよう措置が必要です。 よって、3つ提案します。 1. R6 の実施時期の見直し→移行措置として、主に大学卒業後の社会人学生・科目履修生を対象に、柔軟な改正前区分の適応と改正前区分に準じた一般的包括的内容の認定をできるようにする。 2. 他大学や免許法認定講習を合わせて、実験科目について、一般的包括的内容を履修したと認定できる仕組みの創設にして、法令にする。 3. 救済措置として、一般的包括的内容を含める実験科目として、免許法認定講習を開講する。 以上です。検討お願いします。	して1単位以上修得したと扱うことが可能です。
--	-------------------------------